

返戻金制度について

■ 返戻金制度

当社の紹介により就職をした者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 常用雇用の場合

自己の都合による1ヶ月未満の退職の場合80%、1ヶ月以上2ヶ月未満での退職の場合50%、2ヶ月以上3ヶ月未満での退職の場合20%を紹介手数料から返金する。

2. 臨時雇用の場合

雇用契約期間が6ヶ月未満の場合

自己の都合による2週間未満の退職の場合100%、2週間以上1ヶ月未満での退職の場合50%を紹介手数料から返金する。

※4ヶ月以上の期間を定めて雇用をされる場合は【常用雇用】とする。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上